○上尾伊奈資源循環組合正副管理者会議規則

令和５年４月１日規則第２号

上尾伊奈資源循環組合正副管理者会議規則

（設置）

第１条　上尾伊奈資源循環組合の基本方針を決定し、及び重要施策に関する事項について協議するため、上尾伊奈資源循環組合正副管理者会議（以下「正副管理者会議」という。）を設置する。

（組織）

第２条　正副管理者会議は、管理者及び副管理者をもって組織する。

２　正副管理者会議を主宰する者は、必要があると認めるときは、関係職員に資料を提出させ、又は会議への出席を求め、その説明若しくは意見を聴くことができる。

（開催）

第３条　正副管理者会議の会議は、議会を招集する月の前月に開催する。ただし、都合により繰り下げることができる。

２　前項の規定にかかわらず、正副管理者会議を主宰する者は、必要に応じ会議を開催することができる。

（主宰）

第４条　正副管理者会議は、管理者が主宰する。

（付託事項）

第５条　正副管理者会議の会議に付託する事項は、次のとおりとする。

(1)　一般廃棄物処理基本計画に関する事項

(2)　循環型社会形成推進地域計画に関する事項

(3)　主要な施策に関する事項

(4)　予算、決算、組織及び人事に関する事項

(5)　議会に提出する議案に関する事項

(6)　その他管理者が事前の協議又は報告が必要と認める事項

（庶務）

第６条　正副管理者会議の庶務は、事務局において処理する。

（その他）

第７条　この規則に定めるもののほか、正副管理者会議に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。